情報班のはたらき



平常時

- ① 人々の防災意識の啓発・高揚に関 ① 被害抑制、混乱回避、秩序維持等 する活動情報の伝達
- ② 広報紙の発行など
- ③ 発災時における被害状況の把握方 法及びその情報を防災関係機関へ伝 達するまでの集約方法の研究と手法 の確立(マニュアルの作成など)
- ④ 発災時におけるさまざまな情報の 地域住民への伝達方法の研究と確立 (マニュアル化)
- ⑤ 情報収集伝達用の各種資機材の整 ⑤ 給食給水の情報周知 備と保守点検

発災時

- を目的とした各種広報の迅速・的確 展開(出火防止、初期消火活動、余 震注意、避難指示等)
- ② 出火の際の情報伝達、消火活動へ の協力呼びかけ
- ③ 被害状況の正確な把握と伝達
- ④ 避難指示などの防災関係機関から の重要な情報を住民へ確実な周知を 行う。
- ⑥ 救援物資の配布情報の周知

東海地震注意情報時,警戒宣言発令時

- ① 出火防止の緊急呼びかけ
- ② 混乱防止、人心安定を目指した正しい対応の広報
- ③ 問い合わせ等に対する的確な情報の提供

1.「東海地震に関連する情報」と警戒宣言

平成16年1月5日に「東海地震に連関する情報」が変わり、情報を受取 る側(住民)にわかりやすい名称と、活動開始時期が変わりましたので注意 して下さい。

(1) 東海地震観測情報

信号機に例えると、青信号にあたります。東海地域の観測データ(ひず み計)に異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ち に評価できない場合に発表。

注)東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合や、東海地震 の前兆現象とは直接関係無いと判断した場合は、「東海地震観測情報」の中 で、安心情報であることを明記して発表されます。

(2) 東海地震注意情報

信号機に例えると、黄色信号にあたります。この情報は、<u>東海地震の観</u> 測データ(ひずみ計)に2か所以上の異常が認められ、東海地震の前兆現 象の可能性が高まったと認められた場合に発表されます。

これを受け、県、市などは、児童生徒などの帰宅開始や、活動準備、物資等の手配準備を開始します。

注)今まで、活動開始の目安であった「判定会招集連絡報」は廃止されました。

(3) 東海地震予知情報

信号機に例えると、赤信号にあたります。この情報は、<u>東海地震が発生</u> するおそれがあると認められた場合に発表するもので、これを受けて警戒 宣言等の対応が取られます。

(4)警戒宣言の受け止め方

- ① 落ち着いてよく聞く
- ② 自分で勝手な判断や推量をしないこと
- ③ それを他人にしゃべらないこと
- ④ 防災関係機関やマスコミ関係に問い合わせの電話をしないこと
- ⑤ 出先の家族、親戚、知人等に電話をしない
- ⑥ すぐに避難行動をとらない
- ⑦ かねて用意の手段に従って、冷静に行動する

東海地震観測情報、注意情報、予知情報、警戒宣言が発表された場合、ラジオ、テレビ、市防災行政無線、広報車により、一斉に広報を開始します。 デマなどにはまどわされず、正確な情報を聞くようにしましょう。

